

平成 2 3 年度第 4 次農林水産関係補正予算について (P R 版)

・ 戸別所得補償経営安定推進事業	P 1
・ 農の雇用事業	P 2
・ 農業体質強化基盤整備促進事業	P 3
・ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	P 5
・ 農山漁村 6 次産業化緊急対策推進事業	P 7
・ 強い農業づくり交付金	P 9
・ 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策事業	P 11
・ 森林・林業人材育成加速化事業	P 12
・ 森林・林業・木材産業再生緊急対策事業	P 14
・ 森林整備地域活動支援交付金	P 16
・ 漁業構造改革総合対策事業	P 18
・ 強い水産業づくり交付金	P 20
・ 葉たばこ作付転換緊急対策事業	P 22
・ さけ・ます漁業協力事業	P 24
・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	P 25

戸別所得補償経営安定推進事業

【233百万円】

対策のポイント

集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定め、その経営体への農地の集積、経営の複合化等による収益性の向上など、地域農業のあり方について記載した地域農業マスタープランを作成します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指すところです。
- ・このため、戸別所得補償制度による農地の受け手となる多様な経営体の経営安定の確保、農地の受け手に対する規模拡大加算を前提に集落内での主体的判断により農地集積を促す仕組み、経営の複合化や6次産業化による収益性の向上など、地域農業のあり方について議論を進める必要があります。

政策目標

土地利用型農業について、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す（平成28年度）

<主な内容>

地域農業マスタープラン作成事業

市町村等が、集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を記載した地域農業マスタープランを作成するための取組に対して支援します。

※ 地域農業マスタープラン作りのメンバーの概ね3割以上は女性。

※ マスタープランを作成した地域では、平成24年度予算で要求中の「農地集積協力金」や「青年就農給付金（経営開始型）」による支援の対象となります。

（補助率：定額
事業実施主体：市町村等）

（お問い合わせ先： 経営局経営政策課 （03-6744-0577（直））

農の雇用事業

【2, 287百万円】

対策のポイント

新規就農者を増やし、将来の農業を支える人材を確保するため、農業法人等が就農希望者を雇用して実施する実践的な研修を支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、新規就農を大幅に増加させることが必要である」とされています。
- ・農外から新規就農する際に課題となる、「技術の習得」、「農地の確保」、「資金の確保」について、農業法人に雇用される形での就農はこれらの課題が少なく、雇用就農は農外出身者でも就農しやすい重要な就農ルートであり、一層促進することが重要です。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指す

<主な内容>

雇用就農による新規就農者の確保と農業法人等の経営発展に資する人材の育成を図るため、農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な農業技術・経営ノウハウを習得するための実践研修（OJT研修）等の経費の一部を助成します。

（実施規模：1, 750人、研修助成額：年間最大120万円、最長2年間）

（補助率：定額
事業実施主体：全国農業会議所）

（お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直）））

農業体質強化基盤整備促進事業

【80,111百万円】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく実施します。

<背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農地集積の加速化や農業の高付加価値化等によって、我が国農業の体質を強化することを目指しています。
- ・このためには、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の農業基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応していく必要があります。

政策目標

土地利用型農業について、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す（平成28年度）

<主な内容>

1. きめ細かな基盤整備による農業の体質強化

すでに農地の区画が整備されている地域等において農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進します。

- ① 畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備
- ② 老朽施設の更新、用排水機の増設等の農業水利施設の整備

2. 整備済み農地の高度利用を迅速・安価に推進するための定額助成の導入

自力施工等による農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な二次的整備を定額助成によって促進します。

- ・簡易な区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化を伴う場合20万円/10a）
- ・標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a

補助率：定額、1/2等

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者等の組織する団体（土地改良区等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208（直））]

農業体質強化基盤整備促進事業

【80,111百万円】

背景

平成22年度 農業者戸別所得補償モデル対策

平成23年度 農業者戸別所得補償制度 本格実施
(政策目標:32年度までに戦略作物作付面積を65万ha拡大)

【本格実施に伴う状況変化等】

個々の経営体は自ら生産数量目標を定めて営農を展開

経営規模の拡大や集落営農の組織化・法人化が進展

不作付地を活用した新規需要米の生産志向が拡大

営農上の個別課題にきめ細かに対応する必要

経営規模・営農体系に見合った農地の大区画化・汎用化が必要

用水需要の増大に即した水利施設整備が必要

平成23年10月 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」決定
(食と農林漁業の再生推進本部)

○平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体を育成するため、
ほ場の大区画化等により農地集積を加速化

○農業の高付加価値化に向けた農業・農村の6次産業化の促進

農業体質強化基盤整備促進事業の創設

事業内容等

事業内容

1. きめ細かな基盤整備による農業の体質強化

すでに農地の区画が整備されている地域等において農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進

- ① 畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備
- ② 老朽施設の更新、用排水機の増設等の農業水利施設の整備

2. 整備済み農地の高度利用を迅速・安価に推進するための定額助成の導入

自力施工等による農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な二次的整備を定額助成によって促進

- ・簡易な区画拡大:10万円/10a(水路の管水路化を伴う場合20万円/10a)
- ・標準的な暗渠排水(本暗渠管の間隔10m以下):15万円/10a

事業主体

都道府県、市町村、農業者等の組織する団体(土地改良区等)

補助率

定額、1/2等

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【1, 312百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生利用する農業者等の取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・農地は食料安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・このため、食料・農業・農村基本計画において平成32年の農地面積を461万haと見込み、その実現を図るため、戸別所得補償制度による農業経営を継続できる環境整備や農地制度の適切な運用とともに、荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めているところです。
- ・このような状況の中で、食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、担い手への農地の利用集積を加速化するため、経営規模の拡大に向けた取組の推進に資する耕作放棄地の再生利用を支援することが求められています。

政策目標

農用地区域を中心として、年間約6千haの荒廃した耕作放棄地を解消

＜主な内容＞

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の施行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等

事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

〔お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））〕

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

1. 事業概要 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。
2. 実施主体 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

【事業メニュー】

① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

- ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・ 定額支援【5万円/10a】（重機を用いて行う場合等【1／2以内等】）
 - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
- イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
- ウ 経営展開（実証ほ場の設置・運営等）【定額】

② 施設等の整備への支援

- ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設等の整備 【1／2以内等】
- ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】

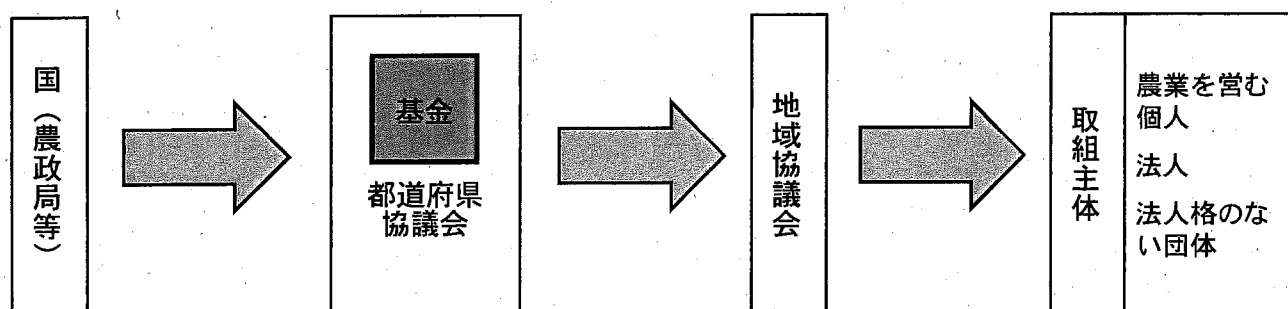
③ 附帯事業への支援【定額】

- ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
- ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】



農山漁村 6 次産業化緊急対策推進事業

【10,799 百万円】

対策のポイント

農林水産物の加工施設や新技術の実用化のための実証施設の整備、輸出拡大に向けたセミナーの開催、ミラノ国際博覧会出展に向けた基本構想の策定、卸売市場の整備等、6 次産業化・輸出拡大・新産業創出への取組を支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用し、6 次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を更に成長産業化する」とされ、6 次産業の市場規模の拡大を目指すこととされたところです。
- ・農林漁業を成長産業化させるためには、農山漁村の 6 次産業化を進めるほか、「ジャパンブランド」の再構築等による輸出戦略の立て直し、「イノベーション」による新産業の創出等の取組を推進する必要があります。

政策目標

5 年間で 6 次産業の市場規模を現行（1 兆円）から 3 倍（3 兆円）に拡大し、10 年後には農林水産業と同程度の 10 兆円規模の市場育成を目指す

<主な内容>

1. 6 次産業化推進整備事業

5,400 百万円

6 次産業化を推進するために必要な農林水産物の加工機械・施設、生産機械・施設の整備を支援します。

（補助率：1／2
事業実施主体：民間団体等）

2. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

2,597 百万円

「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野に位置づけられた技術等のうち、事業化が見込まれる新技術の実証施設の整備を支援します。

（補助率：1／2
事業実施主体：民間団体等）

3. 強い農業づくり交付金のうち卸売市場施設緊急整備対策 2, 506百万円

農林漁業者の所得の向上を図るため、高度な機能を有する卸売市場を整備する取組として、中央卸売市場における生鮮食料品等の品質・鮮度保持のための卸売場の低温化などの卸売市場の施設の改良、造成又は取得に対し支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の4/10以内、1/3以内)
事業実施主体：地方公共団体等

4. 農産物等輸出拡大緊急対策事業

277百万円

(1) 品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

品目別の団体が、海外において消費者や流通業者等を対象に、我が国の農産物や食品のセミナーを開催し、我が国の農産物等の安全性や魅力等について広く紹介を行い、輸出の拡大を図る取組を支援します。

(2) 海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

外食事業者の団体等が、海外の外食事業者等を日本に招へいし、地域の生産者等の取組等を紹介することや我が国の農産物や食品の安全性や魅力等についてのセミナーを開催し、輸出の拡大を図る取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

5. ミラノ国際博覧会政府出展事業

19百万円

国際博覧会条約に基づき開催されるミラノ国際博覧会において、我が国の農業と食品産業の健全な発展のため、我が国の官民による食に関する取組状況等を広く出展、公開するための基本構想策定に必要な取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6474 (直))
- 2の事業 食料産業局新事業創出課 (03-6738-6317 (直))
- 3の事業 食料産業局食品製造卸売課 (03-6744-2059 (直))
- 4(1)の事業 食料産業局輸出促進グループ
(03-3501-4079 (直))
- 4(2)の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室
(03-6744-0481 (直))
- 5の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室
(03-6744-0481 (直))

強い農業づくり交付金

【24, 500百万円】

対策のポイント

農業者が食料供給力の強化や生産の持続性確保を図るための共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、体質強化に必要な施策を5年間で集中展開することとしています。
- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題です。
- ・これまで食料自給率の向上に資する麦・大豆等の施設整備に重点化したため、園芸作物の施設整備が遅れていたことから、品目に偏重しない施設整備が必要です。
- ・このため、緊急的な措置として、平成24年度概算要求のうち早急に取り組むことができるものについて、生産体制の強化や高品質化、低コスト化等に必要な共同利用施設等の整備を支援します。

政策目標

集出荷貯蔵施設等の整備により、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制を構築し、当該国産農畜産物の安定的な出荷を目指す（指定野菜の加工・業務向け出荷数量を平成21年の82万トンから平成32年の133万トンに増大（+51万トン））

<主な内容>

食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 〕

（お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945（直）））

強い農業づくり交付金

23年度4次補正額：245億円

農業者が食料供給力の強化や生産の持続性確保を図るための共同利用施設整備を支援します

補助対象：

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、
農産物処理加工施設、家畜市場、
畜産物処理加工施設
土壌土層改良
飼料作物作付条件整備 等

交付率：

都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

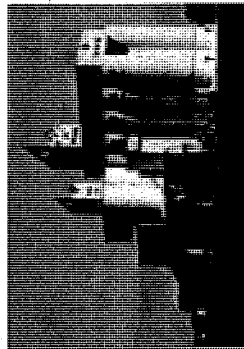
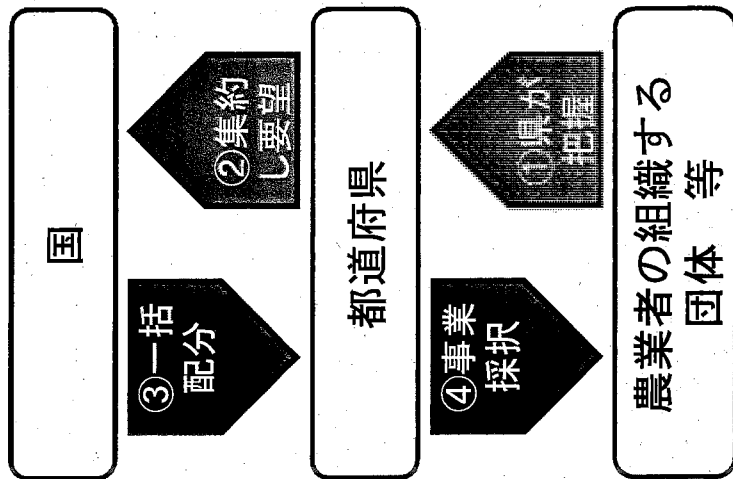
事業実施主体：

都道府県、市町村、農業者団体等

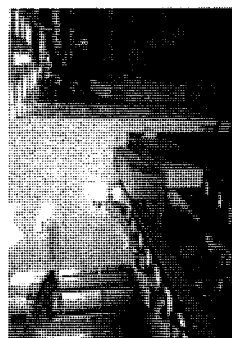
交付先：

国 ⇒ 都道府県

<事業の流れ>



カントリーエレベータ



選果機
(光センサー)



酪農牛舎

農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策事業

【2, 800百万円】

対策のポイント

農山漁村に豊富に賦存する土地、水、風、熱、生物資源等のエネルギー源を有効活用し、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進します。

＜背景／課題＞

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する」とされています。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、所得と雇用を創出し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要です。
- ・一方、農山漁村には再生可能エネルギーの生産に利用可能な資源が豊富に存在するものの、具体的な導入可能性が明らかになっていないことにより取組の開始に支障がある状況にあります。
- ・また、国産バイオ燃料の原料調達から製造・販売に至る技術・利用体系を構築し、事業化を実現していくことが課題となっています。

政策目標

- 発電電力量に占める再生可能エネルギー（大規模水力を除く。）の割合を今後3年間で3倍にし、2020年代初頭の再生可能エネルギー比率20%の実現に貢献
- 2020年にバイオ燃料の全国のガソリンの3%相当以上に導入、温室効果ガスを1990年比25%削減、バイオマスを炭素量換算で約2,600万トン活用

＜主な内容＞

1. 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業 350百万円

農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気を供給する取組を推進するため、農山漁村における再生可能エネルギーの具体的な導入可能性を調査する取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. バイオ燃料生産拠点確立事業 2,450百万円

これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題（原料調達、温室効果ガス削減、製造コスト削減、販売）を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組を支援します。

（補助率：定額、1/2）
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ（03-6744-1507（直））
- 2の事業 食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6479（直））

森林・林業人材育成加速化事業 (「森林整備加速化・林業再生基金」の積み増し)

【4, 432百万円】

対策のポイント

都道府県段階での地域の実状を踏まえた取組を支援することで、森林・林業の再生に必要な人材育成の加速化を図ります。

<背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部において決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を踏まえ、森林・林業の再生に必要な人材育成を加速化することが求められています。

政策目標

施業集約化と路網整備、人材育成等の基盤整備等が完了した施業団地において、効率的かつ低コストの素材生産の達成（間伐：現状3m³/人日→目標値8～10m³/人日）を目指す。

森林・林業の再生に必要な人材育成を加速化するため、森林整備加速化・林業再生基金を積み増すとともに、以下のメニューを追加し、各都道府県段階での地域の実状を踏まえた取組に対し、定額助成方式により支援を行う。

1. 地域における森林施業プランナーの緊急育成支援

地域の実状を踏まえた森林施業プランナーの育成のために実施する育成研修及び地域実態に即した個別指導を支援

2. 素材生産を低コストに行える人材の緊急育成支援

造林作業等で経験を積んでいる者等に対し、素材生産の技能者として必要な講習の受講等を支援（研修生当たり最大80万円×3,400人規模）

3. 森林作業道作設オペレーター育成の加速化支援

各地域のオペレーターの知見を深めるための路網選定や作設方法に関する現地検討会の開催を支援

補助率：定額、1/2

事業実施主体：地方公共団体、森林組合、民間団体等

【お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8048（直））

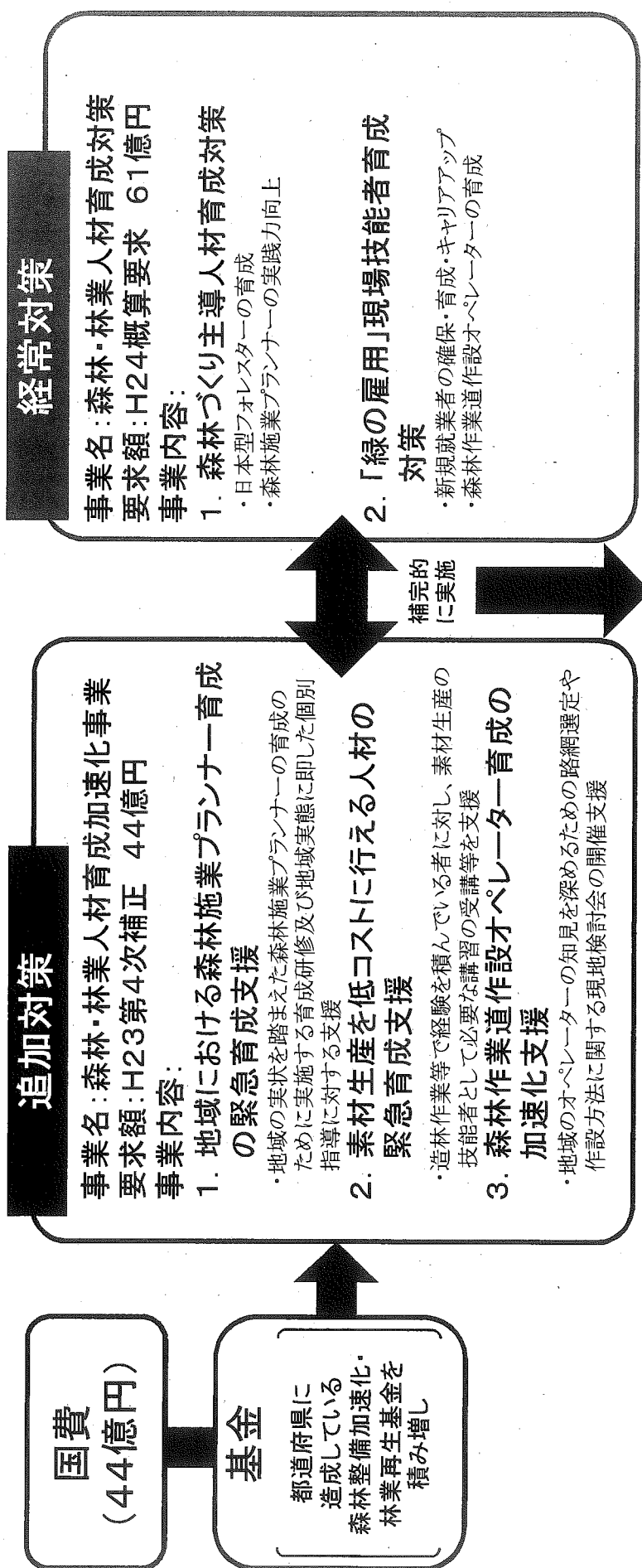
研究・保全課（03-3501-5025（直））】

森林・林業人材育成加速化事業

内容 森林・林業の再生に必要な人材育成を加速化するため、森林整備加速化・林業再生基金に新たなメニューを追加し、各都道府県段階での取組を支援する。

予算額 事業費44億円(うち国費44億円)

○事業の仕組み(経常対策との関係)



目指す姿

全国統一的な取組が中心である経常対策に加え、都道府県段階での地域の実状を踏まえた取組を支援することで、森林・林業の再生に必要な人材育成を加速化

森林・林業・木材産業再生緊急対策事業 (森林・林業・木材産業づくり交付金)

【7, 148百万円】

対策のポイント

森林・林業の再生に向け、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進等を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

<背景／課題>

- ・森林・林業の再生のためには、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく公共建築物の木造化等の推進が必要です。
- ・森林・林業再生プランの達成のためには、施業の集約化、路網の計画的な整備、林業機械の導入、木材需要の拡大等の総合的な支援が必要です。

政策目標

公共建築物の木造率(床面積)を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

<主な内容>

1. 木造公共建築物等の整備

地方公共団体の方針に基づく公共建築物を整備する事業者等が、原則、地域材を利用することにより、①鉄筋コンクリート構造と同等のコスト整備が可能であり、②施工後に普及・PRを実施し、③各種試験・モニタリングに協力できる場合には、その工事費及び計画・設計費等を支援します。

補助率：1/2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. 木材産業構造改革整備

一定の条件を満たす地域材を利用する法人に対して、製材工場等の施設整備を支援します。また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく木材製造高度化計画の認定を受けた事業実施主体に対しては、交付金配分の順位を高めるポイントを加算します。

補助率：1/3以内、1/2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

お問い合わせ先：林野庁経営課(03-3502-8055(直))(全体窓口)
1の事業 林野庁木材利用課(03-6744-2626(直))
2の事業 林野庁木材産業課(03-6744-2291(直))

森林・林業・木材産業再生緊急対策事業(平成23年度第4次補正要求概要)

《本事業のポイント》

- 食と農林漁業の再生は、待ったなしの緊急の課題
- 地域の自主性・裁量を尊重し、川上・川中・川下の各種取組を支援
(木造公共建築物等の整備を重点実施)
- 森林・林業・木材産業づくり交付金を活用して総合的な支援を実施

《予算額》7,147,676千円 《補助率》定額(1/2等)

地域の自主性・裁量を尊重

川上・川中・川下の取組強化

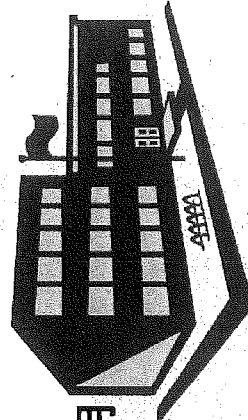
木材生産活動の効率化、地域材の安定供給、加工、利用等を総合的に実施

《我が国の食と農林漁業の再生のための

基本方針・行動計画：戦略4》

**森林・林業
再生**

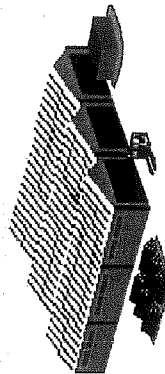
地域材の利用



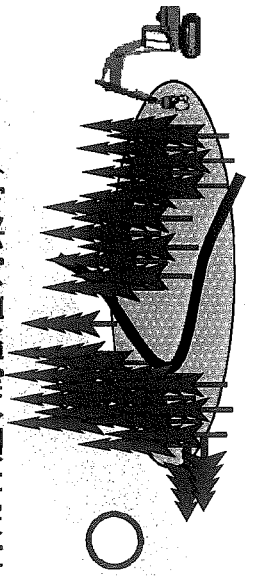
H22.10木造公共建築物等木材利用促進法施行

都道府県・市町村による公共建築物の木造化等の機運拡大

木材加工・流通施設
木質バイオマス施設



川上対策(路網、高性能林業機械、特用林産、鳥獣害対策等)



森林・林業
の再生

多様な森林の整備

森林施業の効率化

木材の利用拡大

森林整備地域活動支援交付金

【2, 850百万円】

事業のポイント

森林所有者や森林組合等が行う集約化に必要な諸活動に対する支援を行います。

＜背景／課題＞

- ・食と農林漁業の再生推進本部において決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、森林分野においても、林業生産活動の収支構造を改善するために、小規模・分散的な森林所有構造を改革する集約化を早急に推進していく必要があります。
- ・また、平成24年4月より認定が開始される森林経営計画については、森林経営の委託による森林経営計画の作成を早急に推進していく必要があります。

政策目標

- 森林経営計画等に基づき集約化した森林施業を10万ha実施
(平成24年度)

＜主な内容＞

1. 森林経営計画の作成に必要な地域活動への支援

森林経営計画の作成に必要な諸活動に対して支援します。その際、新たな森林経営計画制度の施行に合わせ、森林の経営の委託を受けて森林経営計画を作成し、計画的に集約化施業を行う取組を重点的に支援します（交付単価（国費）：施業実施までの合意形成を含めた森林経営計画作成促進 27,000円/ha等）。

2. 森林施業の集約化に必要な地域活動への支援

森林経営計画等に基づき実施する集約化施業に必要な森林情報の収集（立木調査、路網調査等）、境界の確認、森林所有者の同意の取り付け等に対して支援します（交付単価（国費）：23,000円/ha等）。

3. 既存の作業路網を丈夫で簡易な路網へと転換する活動への支援

間伐実施の基盤となる既設の作業路網について、繰り返し使える丈夫で簡易な路網へと転換するための排水処理を始めとする簡易な改良活動等に対して支援します（交付単価（国費）：2,000円/ha等）。

補助率：定額（1／2相当等）
事業実施主体：市町村等

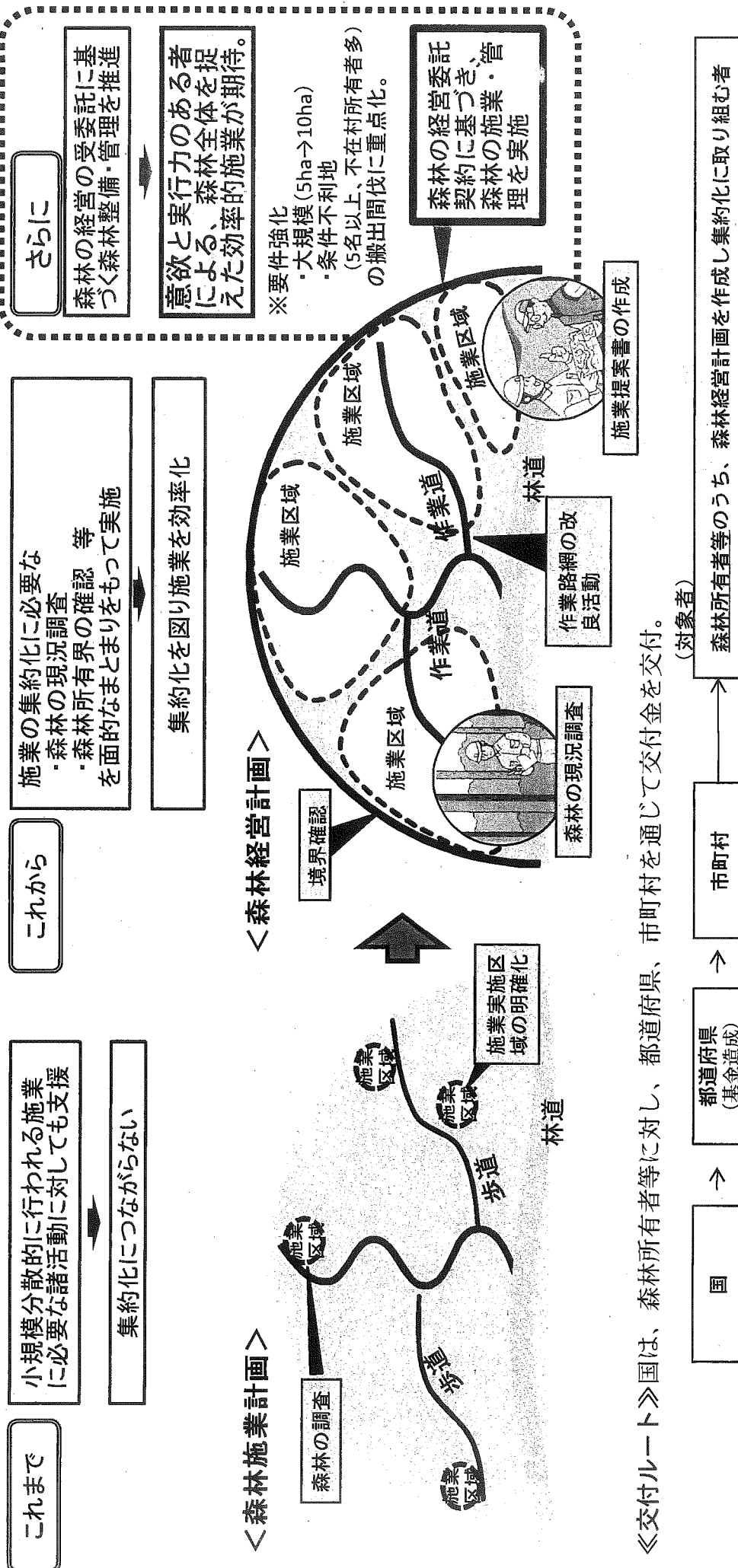
〔お問い合わせ先：林野庁経営課（03-6744-2288（直））〕

森林整備地域活動支援交付金

目的：森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界確認等の諸活動に対して支援。その際、新たな森林経営計画制度の施行に合わせて、森林の経営の委託を受けて森林経営計画を作成し、計画的に集約化施業を行う取組を重点的に支援。

事業期間：平成23年度～平成24年度（既存基金を1年間延長）

予算額：2,850百万円



漁業構造改革総合対策事業

【13,804百万円】

対策のポイント

収益性の高い操業・生産体制への転換を図る場合に必要な経費を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の漁業は、産地市場における魚価の低迷、燃油や資材価格の高止まりといった厳しい経営環境に加え、現下の急激な円高により、今後、水産物輸出の低迷、安価な輸入水産物との競合が懸念されるなど経営環境が益々厳しくなっています。
- ・このような状況の下、将来にわたり水産物の安定供給を担う経営体を育成するため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、省エネ・省コスト等の取組を推進することによって、収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、より厳しい経営環境の下でも操業・生産体制を継続できる経営体への転換を早急に図っていく必要があります。

政策目標

省エネ・省コスト等高性能漁船の導入等により、次期代船建造が可能な収益性の向上（償却前利益が計画期間中に年平均10%向上）

<主な内容>

1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

304百万円

漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革し収益性を向上する改革計画の策定・認定等に係る経費を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：漁業協同組合等）

2. もうかる漁業創設支援事業

13,500百万円

地域で策定した改革計画に基づき、省エネ・省コスト等高性能漁船の導入等により、収益性改善の実証事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油代、氷代等）を支援します。

（補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10、2/3、1/2を支援）
事業実施主体：漁業協同組合等）

（お問い合わせ先：水産庁漁業調整課（03-3502-8469（直））
水産庁栽培養殖課（03-6744-2383（直））

漁業構造改革総合対策事業

平成23年度4次補正予算額
13,804百万円

- 将来にわたり水産物の安定供給を担う経営体を育成するため、収益性重視の操業・生産体制への転換を促進するとともに、現下の急激な円高に対処するため、より厳しい経営環境の下でも操業・生産を継続できる経営体への転換を図る漁業構造改革総合対策を実施。

改革計画の策定

- ・生産者、流通・加工業者等が一体となって、地域の漁業・養殖業の改革計画を策定

- ・居住環境の改善
- ・漁獲物の高付加価値化
- ・省力型漁労設備の導入等



網船兼運搬船



運搬船兼探索船

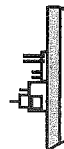
合理化船団(2隻33人)

船団縮小による
操業の合理化

従来船団(4隻52人)



網船



探索船



運搬船2隻

支援内容

■もつかる漁業創設支援事業

- ① 改革計画に基づき、基金から支払われる
実証経費を用いて実証事業を実施

実証経費

- 用船料、燃油費、えさ代、資材費、販売費等

- ② 実証事業終了後、損益計算を行い、水場金額で実証経費が賄えない場合は、この賄えない分を支援

支援割合等

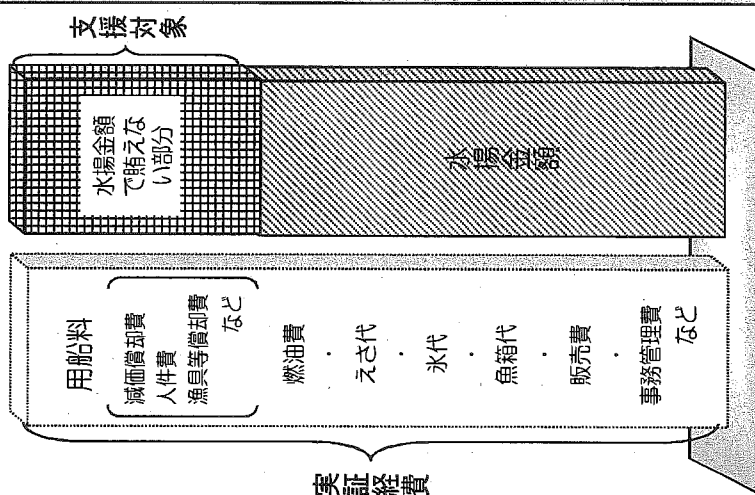
- ア 改革型漁船等により新しい操業体制の
収益性改善を実証する場合

〔実証期間:3年 / 支援割合:5割〕

- イ 3%以上の生産性向上等の収益性回復を実証する場合

〔実証期間:2年 / 支援割合:5割又は9割〕

～支援のイメージ～



目指す方向

- ・国際競争力のある
漁業経営への転換
- ・厳しい経営環境の
下でも操業・生産
が継続できる漁業
経営への転換
- ・将来にわたる水産
物の安定供給

強い水産業づくり交付金

【7, 128百万円】

対策のポイント

漁村の6次産業化を通じた産地における水産業の強化や拠点漁港の衛生管理対策等に資する取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・我が国水産業を取り巻く環境は、水産資源の悪化、漁業者の減少と高齢化などかつてない厳しい状況であり、漁村においても生活基盤の立ち後れ、都市部への人口流出による急速な過疎化などにより、活力の低下が進行しており、一早い食と漁業の再生が必要な状況となっています。
- ・このため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき、近代的・資源管理型の水産業の構築、生産性・収益性の高い漁業経営の実現に向け、漁業・漁村の6次産業化を通じた産地の水産業の強化や高度衛生管理対策等の水産関連施設の整備を早急に推進することが重要となっています。

政策目標

産地水産業強化計画の対象地域において、水産業産出額を5%以上増加（平成27年度まで）

＜主な内容＞

1. 産地水産業強化支援事業

5, 060百万円

- (1) 漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組に対して支援します。
- (2) (1) の計画実現のために必要となる施設の整備について支援します。

〔 交付率：(1) 定額（1/2以内）、(2) 定額（1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内）
事業実施主体：(1) 産地協議会、(2) 市町村、水産業協同組合、民間団体等 〕

2. 強い水産業づくり交付金

2, 068百万円

流通拠点漁港における高度衛生管理対策等に必要な水産関連施設の整備を支援します。

〔 交付率：定額（1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内）
事業実施主体：都道府県等 〕

〔お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-6744-2391（直））〕

強い水産業づくり交付金

〔平成23年度4次補正予算額
7,128百万円〕

6次産業化を通じた産地水産業の強化

(産地協議会・市町村を通じた支援)

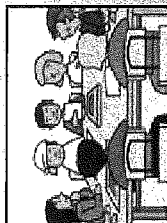
産地協議会
(漁業者団体・市町村等)

産地水産業強化計画

所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等による
産地における水産業の強化計画

(ソフト事業)

検討会、マーケティング、技術講習会等
【交付率 定額(1/2以内)】



(ハード事業)

加工処理施設、荷捌き施設、蓄養施設、
給油施設等
【交付率 定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、
2/3以内)】



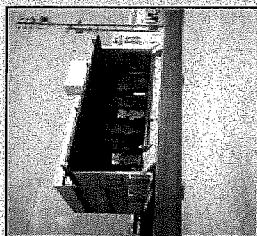
漁村の6次産業化を通じ、漁業者の所得向上、漁業
が存続できる漁村の形成

高度衛生管理対策等の推進

(都道府県を通じた支援)

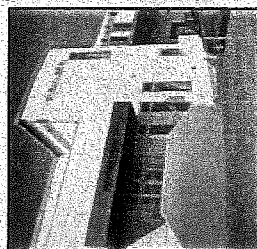
流通拠点漁港における高度衛生管理対策等の水産関連施
設の整備を推進

鮮度保持施設



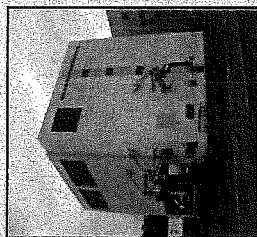
冷凍・冷蔵施設

加工処理施設



加工処理施設

製氷・貯氷施設



(ハード事業)

鮮度保持施設、加工処理施設等

【交付率 定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)】

衛生管理の強化による付加価値の向上、輸出を含
めた販路拡大等 (目標例: 付加価値向上と販売量の増大により漁
業者の所得が3%程度向上)

水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保

葉たばこ作付転換緊急対策事業

【5, 092百万円】

対策のポイント

葉たばこの廃作農地が適切に農業利用されるよう、葉たばこから他作物への円滑な転換を推進するために必要な取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・葉たばこの作付けは、東北地方及び九州・沖縄地域に集中しており、かつ、中山間地域や離島の畑作における重要な作物です。
- ・平成22年10月のたばこ増税等により、将来にわたる製品たばこの販売数量の減少が見込まれることから、ＪＴが平成24年産以降の廃作募集を行ったところ、耕作者の約４割（約４千１百戸）、面積にして３割強（約４千４百ha）の応募があったところです。
- ・こうした葉たばこ廃作農地が今後とも適切に農業利用されるよう、他作物への転換を図る必要があります。

政策目標

葉たばこ廃作農地すべて（４千４百ha）について作物転換

＜主な内容＞

- ・葉たばこから他作物への円滑な転換を推進する取組を支援

葉たばこの廃作農地が適切に農業利用されるよう、葉たばこから他作物への円滑な転換を推進するために必要となる農業用機械等のリース導入や共同利用施設の整備を支援します。

補助率：１／２以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：生産局農産部地域作物課
(03-6744-2117 (直))

葉たばこ廃作対策

葉たばこ耕作を継続する者

JTは、今後とも、葉たばこを継続して耕作する者に対し、たばこ事業法に基づき、以下の施策を実施。

【産地構造の変化への支援】

共同乾燥施設の取壊しに伴う設備の移設及び個人乾燥機の取得に必要な費用の一部を継続農家へ支援

【生産構造の強化への支援】

たばこ作に必要不可欠な乾燥設備、たばこ専用機の更新に対する助成の拡充や面積要件の緩和

【農家経営の安定への支援】

これまで耕作組合と取り組んできた再構築事業の総括を踏まえ、土づくりなど、品質・収量の安定化に向けた取り組みを支援

【耕作組合効率化への支援】

組合運営の効率化が図られるよう、廃作募集に伴う収入減に対し支援

葉たばこから他作物へ転換する者

葉たばこ廃作農地が今後とも適切に農業利用されるよう他作物への転換を図るために必要な取組への支援

＜葉たばこ作付転換緊急対策事業＞

対策の内容

葉たばこから他作物へ転換する取組を支援

整備事業（ハード）

★共同利用施設整備への支援

- ・共同育苗施設
- ・集出荷貯蔵施設
- ・農産物加工処理施設



原料の供給

産地

冷凍食品企業
外食産業

業務用・加工用野菜等
の利活用

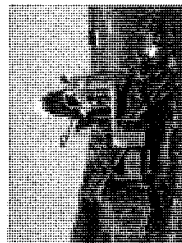
推進事業（ソフト）

★作付転換への支援

- ・新規作物の導入
- ・新技術の導入
- ・加工試験の実施
- ・販路の開拓

★リース導入への支援

- ・農業用ハウスのリース導入
- ・農業用機械のリース導入



さけ・ます漁業協力事業

【79百万円】

対策のポイント

ロシア系さけ・ますの再生産及び保存を図ることにより、我が国さけ・ます漁業の安定的継続、国民へのさけ・ますの安定供給及び漁業分野における日口間の密接な協力関係の維持を図ります。

＜背景／課題＞

- ・ロシア系さけ・ますを主な漁獲対象としている我が国のさけ・ます漁業については、国連海洋法条約において「溯可性資源の発生する河川の所在する国は、当該資源について第一義的利益及び責任を有する」と規定された母川国主義に基づき、日本側がロシア側に対してその保存及び管理について協力することとなっています。

政策目標

ロシア系さけ・ます資源の維持・管理の推進

＜主な内容＞

平成23年3月に開催された日口漁業合同委員会の結果に基づき、我が国漁業者が漁獲するロシア系さけ・ますの再生産及び保存への協力の一環として、日本側からロシア側に対して行う、機械及び設備の供与を実施するために必要な経費の一部を助成します。

〔補助率：3／4以内、定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕

〔お問い合わせ先：水産庁漁業調整課（03-3502-8479（直））〕

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【230百万円】

対策のポイント

激甚災害により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

<背景／課題>

- 農林水産業者の経営の維持と安定を図るため、激甚災害により被災した農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設の復旧が求められています。

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にあっては13万円）以上の災害復旧事業に対して助成を行います。

1. 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体

〔農林水産業共同利用施設〕について

- 農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設など
- 地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）、産地市場施設（水産関係施設に限る）など

2. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
激 甚 災 害	告 示 地 域*	13万円以上	4／10	9／10
	そ の 他 の 地 域	40万円以上	3／10	5／10

（※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域）

【参考】事業の根拠となる法律

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

〔お問い合わせ先：経営局総務課（03-3502-6442（直））〕